

災害時の災害復興支援部内の連絡相関図

2-2 災害発生時の組織の動き

災害復興支援部の動きの例

※以下は対応マニュアルではなく、例として示しています。
 連絡体系図などは整備しますが、状況に応じて対応します。

《発災時》

- ① 発災後、当該地域の管区マネージャーは、該当地域のパートナーやスーパーバイザーと連絡を取り合う。
 - * 最初に安否確認。
 - * 該当地区のパートナーと連絡が取れない場合は、近隣パートナー、スーパーバイザーと安否確認や被災状況を確認。※情報連絡網などはこれから整備。
- ② 該当地区マネージャーは統括コーディネーターに連絡を入れる。
- ③ 統括コーディネーターは部長に報告。
- ④ 部長は災害状況により災害復興支援部を発動。

⇒災害復興支援部は後方支援であるので、活動は被災地もしくは被災地周辺各曹青会やPTなどの動きに応じて対応する。

⇒災害にて災害復興支援部の発動判断の目安は、災害救助法・激甚災害法・国民保護法・原子力災害対策特別措置法などの適用や「現地ボランティアセンター」の立ち上げ動向や報道などを見て部長が「災害復興支援部」を発動する。

⇒災害において、各曹青会などが活動を開始の準備、もしくは活動中において、全曹青に協力を要請した場合、災害復興支援部として発動がなくとも、要請を受けて当組織は支援のために発動する。

- ⑤ 統括コーディネーターはICT担当庶務に連絡を取り合い、災害復興支援部が支援体制であることを広報する。

《初期》

- ⑥ 被災地、被災地付近のマネージャー、スーパーバイザー、パートナーは付近のマネージャー、スーパーバイザー、パートナーと連絡を取り合い、情報収集を行う。
 - ⇒マネージャー・スーパーバイザー・パートナーおよびその家族の安否確認。
 - ⇒災害状況（付近の建物の状況、ライフライン、交通アクセスの状況、避難状況など可能な範囲で）
 - * 統括コーディネーターは管区マネージャーが被災もしくは活動できない状況にあれば、近隣スーパーバイザーもしくは近隣パートナーにマネージャー代行を依頼する。

